

2020 年 10 月 26 日

沖縄県教育委員会学校人事課

課長 屋宜宣秀 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 仲宗根 司

養護教員部長 喜瀬 実名子



県立学校養護教諭の人事に係る要請

日頃より沖縄県教育の諸条件の整備充実及び教職員の勤務条件改善のためにご尽力されている貴職に対し心から敬意を表します。今般、県立学校養護教諭が希望外で複数回離島地域・北部地域勤務、義務制学校で採用された養護教員の離島地区・北部地区（以下、離北）での勤務がカウントされていない状況に鑑み、下記の通り要請します。

記

1. 一度も離北で勤務していない職員がいる中では、公平性を欠くため、病気・家族の介護等相当の理由があるものを除き、一度も勤務していない職員は異動させること。
2. 離北への勤務希望者は、異動対象年に到達していなくても、特殊事情ではなく異動できるようにすること。
3. 離北に新規採用者を配置する場合は、事前に指導教諭を決めてから配置すること。また、離島地区での指導教諭を現職養護教諭に依頼する場合、異動 2 年目以降の養護教諭とすること。
4. 人事異動調査書の希望順位欄の「離島・北部」を「離島」と「北部」に分けてほしい。北部への異動は可能であっても、離島となると生活破壊につながってしまうため、要望等に記入しても不安が残る。
5. 離北での勤務を終えた職員が他地区への異動を希望した場合は、優先して配置すること。

離北での勤務が満了となった年の異動調査書は、第一希望（他地区希望）の記載のみでよいと確認しているが、管理者によっては、第二希望以下も記入するよう伝えている。特に経験が浅い職員が管理者に言われた通り第二希望以下も記載したため、連続離北勤務となるケースが出ている。
6. 「平成 27 年度人事異動方針」より義務制学校における離北勤務の経験が認められなくなった。そのため、実質 2 回目の離島地域・北部地域での勤務に入る職員がいる。任用は異なるが、この事実は履歴書・人事個票にも明記されている。義務制学校における離北勤務の経験を認めること。
7. 今後、離北が 2 回目の場合、離島地区と北部地区では職員の生活に与える影響が大きく異なるため、北部を希望するのであれば、北部へ異動させること。
8. 離島地区 5 年勤務の時期に勤務満了した職員は、離島地域・北部地域が 2 回目の対象外と説明を受けている。当初の説明通り 2 回目を免除すること。

以上